

さぬき市社会福祉協議会広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 さぬき市社会福祉協議会が定期的に発行する広報紙に掲載する有料広告（以下「広告」という。）については、社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会有料広告掲載事業に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 裏表紙下段
- (2) 掲載数 2 枠
- (3) 1枠の大きさ 縦5 c m×横9 c m（2 枠同時使用も可）
- (4) 色 数 4 色カラー刷り
- (5) 発行回数及び発行月 年間4 回（5 月、9 月、1 1 月及び2 月）
- (6) 発行部数 市内全戸配布数及び関係団体等送付数
- (7) 配布日 発行月の2 0 日から当該月の末日まで

(広告料)

第3条 広告料は、発行号1 回当たり1 枠につき7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、当該掲載を希望する広報紙の発行月の前月1 日までに基本要綱第6 条の規定に基づき、さぬき市社会福祉協議会有料広告掲載申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申込みは、連続する発行月の4 回分までを一括して行うことができる。ただし、年度を越えた発行月については、これを行うことはできない。

(広告掲載の決定等)

第5条 広告掲載の決定、通知及び修正については、基本要綱第7 条第1 項の規定によるものとする。

- 2 前項の場合において、3 枠以上の広告掲載の申込みがあった場合は、広告掲載が適当と認める広告のうち、基本要綱第4 条第1 項に定める優先順位により決定し、優先順位が同じ場合は、基本要綱第7 条第2 項の

規定に基づき、抽選により掲載する広告を決定するものとする。ただし、前条第2項及び前項の規定により、既に掲載決定をしているものについては、優先順位を第1位とする。

- 3 2以上の発行月の掲載決定を受けた広告の内容及びデザイン等は、発行号ごとに変更することができる。この場合において、広告主は、発行月の前月1日までに広告原稿を会長に提出し、審査を受けなければならない。

(ホームページ掲載時の対応)

第6条 さぬき市社会福祉協議会のホームページに掲載する広報紙ふれねっとPDF版は、広告掲載部分を削除するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁を受けた日（令和5年8月18日決裁）から施行し、令和5年4月1日から適用する。